

令和2年4月21日

関係者各位

港湾局長 辻 英之

賃料等の納付期限の猶予について

新型コロナウイルス感染症の社会的な影響を考慮し、港湾関連事業者の事業継続に対する側面的な支援として、神戸市港湾局と賃貸借契約を結んでいる事業者の賃料及び港湾施設使用料等の納付期限を下記のとおり猶予いたします。

記

1 賃料の納付期限の猶予

令和2年4月1日から令和2年9月30日までの賃料について、納付期限を令和2年9月30日とします。

なお、口座振替の事業者につきましては、猶予の期間は納入通知書での対応とさせていただきます。

2 港湾施設使用料等の納付期限の猶予

港湾施設使用料等につきましては、申請により納付期限を令和2年9月30日まで猶予します。ただし、4月請求分の口座振替につきましては、通常どおり引き落としさせていただきます。

(1) 実施時期

4月請求分より（口座振替については5月請求分より）

※猶予を申請される方は、下記のお問い合わせ窓口までご連絡ください。

(2) 申請先

港湾施設の種別	お問い合わせ窓口	連絡先
六甲アイランド、東部工区、摩耶地区、新港東地区における使用許可施設	神戸港管理事務所管理係（東部班）	078-304-2502
ポートアイランド、新港西地区、メリケンパーク、中突堤、兵庫ふ頭以西の使用許可施設	神戸港管理事務所管理係（西部班）	078-304-2503
公共岸壁等	海務課	078-272-1611

連絡先：港湾局経営課 大原・浜西	電話：078-595-6279（内線 951-5332）
神戸港管理事務所 岡本・川口	電話：078-304-2500（内線 951-6001）
港湾局海務課 楠・大塚	電話：078-272-1611